

知事メッセージ

先月21日に緊急事態宣言が解除されて以来、本県では、感染のリバウンドを防止するため、県民や事業者の皆さんに、不要不急の外出自粛や21時までの時短営業などを要請してきました。

皆さんのご理解、ご協力のおかげで、本県の感染状況は、ステージⅡ相当まで大きく改善しましたが、4月に入って新規感染者は再び増加傾向となり、現在は、緊急事態宣言中の2月中旬と同じ水準となっています。また、感染者急増の予兆と言われる若い世代の感染割合が高まっており、さらに変異株の感染も広がっています。

本県の新規感染者は、ここ3日間連続して1日あたり200人を超えています。

振り返ってみて、200人を最初に超えたのは、11月中旬でした。その後、急速に感染拡大を招き、約1か月半後には2度目の緊急事態宣言となりました。

こうした経験から、感染の兆候を的確に捉え、早期の対策を講じることで、感染の急増を回避することが重要と考え、昨日、国に対して、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を要請しました。これを受け、本日、国は本県を、4月20日から5月11日までの22日間、まん延防止等重点措置の区域に指定しました。併せて、県は、横浜市、川崎市、相模原市の3市を、「措置区域」に決定しました。

県民、事業者の皆さんには、さらなる感染拡大を抑え、三たびの緊急事態宣言を回避するために、次の事項の徹底を強く要請します。

【県民の皆さんへ】

- 生活に必要な場合を除き、外出は自粛してください。また、通勤や通学などの場合を除いて、都道府県間の移動は控えてください。
- 感染防止対策取組書等の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。
- 昼夜を問わず、外食する場合はマスクを着用する「マスク飲食」を実践してください。県は、マスク飲食が新たなマナーとして広がっていくために、様々な取組を進めていきます。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みはやめてください。県は、関係機関と連携して、繁華街等の巡回を行います。

〔事業者の皆さんへ〕

- 4月21日までの間、県内全ての飲食店等に要請していた21時までの営業時間の短縮要請を次のとおり改めます。
4月20日から5月11日までの間は、
措置区域内の飲食店等は、営業時間は20時まで（酒類の提供は19時まで）
その他区域内の飲食店等は、営業時間は21時まで（酒類の提供は20時まで）
- 飲食店等では、マスク飲食をはじめ、手指消毒、アクリル板の設置、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
県は、これらの対策について、店舗を直接訪問して、確認させていただく取組を行います。さらに、マスク飲食を積極的に実践する店舗を認証し、応援する「マスク飲食実施店」認証制度を創設します。
- 時短要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給します。支給にあたっては、引き続き、感染防止対策取組書等の掲示とマスク飲食の推奨を条件とします。なお、4月20日からは、措置区域、その他区域とも、新たに店舗の事業規模に応じた協力金を支給します。
- いわゆる昼カラでのクラスターが全国で多く発生しています。飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を自粛してください。
- イベントは、人数上限を5,000人としてください。営業時間は、措置区域では20時まで、それ以外の区域では21時までとするようお願いします。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、引き続き、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の働きかけをお願いします。

県は、いわゆる第3波の検証を踏まえて、神奈川モデル認定医療機関と個別に協定を締結し、最大確保病床数を1,555床から1,790床に拡大するとともに、5段階のフェーズに応じた病床数を再設定するなど、医療提供体制をさらに強化しています。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期になりますが、感染拡大の兆候がある今の段階で、私たち一人ひとりが基本的な感染防止対策にしっかりと取り組めば、1月のような感染の急拡大を抑え込むことができます。県民総ぐるみで、この難局を乗りきれよう、ご協力をお願いします。

令和3年4月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治